

# 歴代内務土木局長と

## 其時代(二)

清 水 生

故男爵古市公威氏が初代の土木局長として明治二十三年五月十七日に就任してから、同三十一年七月十四日に時の内相板垣伯等の諸先輩が極力慰留するにも拘らず、後進に途を拓く爲めに辭したが、實に九ヶ年餘の永きに亘つてゐた。尤もその中間に都筑馨六男が約二ヶ年足らず土木局長として就任してゐる。

都筑氏は即ち古市氏が明治二十七年六月二十二日に一度土木局長をやめた後に二代目の土木局長として就任してゐる。そうしてやめたのは明治二十九年一月の十二日である

から約二年足らずである。その後に亦古市氏が土木局長となつてゐるが、これを初代の局長たる古市氏に比べべたら短かい方である。他面都筑氏の略歴を見ても判るやうに古市氏は技術部出身であるが、都筑氏はこれと全く異なり政治行政の専攻である。こゝに自から異つた行き方をしてゐるもの面白味がある。

都筑氏は愛媛縣の人で文久元年二月の生れである。父は伊豫西條の藩士で名を侗忠と呼んでゐた。馨六男は實はそのあとを繼いだ人で、實父は今の群馬縣當時上野國高崎藩

内の稻荷臺名主藤井安治と云ふ人で男はその二男である。

生後幾もなくして侗忠氏に養はれたのであるが、幼にして洋學に志し明治五年横濱修文館に入つて、米人ブラウンについて薰陶を受けてゐる。明治七年には更に當時東京築地にあつたカルロザル英學塾に通ふて英學を勉強し、同八年九月には開成學校に入り、次いで東京帝國大學に進んで、政治學及經財學を専攻して十四年に卒業した。翌十五年文部省から留學生として國法學行政學研究の爲めに獨逸留學を命ぜられてゐる。

そこで氏は獨逸に赴き何れの學校に入るかと篤と考へた上遂に柏林大學に入り留まること満四ヶ年にして明治十九年五月歸朝したが、政府は直ちに公使館書記官兼外務省參事官を氏に任じてゐる間もなく條約改正掛を命ぜられて條約改正の下準備と調査に没頭してしてゐたが、然しこれも間もなくして同年十二月には井上外相の秘書官に抜擢されてその才識は時の外務大臣井上馨氏の知遇を受くるところとなり。遂にその女婿となつた程である。

當時既に條約改正問題が世論の宣露を買ひ、これが爲めに井上外相は掛冠するの止むなきに至つたので、氏も亦外相と共に辭して明治二十年十二月免官となつてゐる。餘暇を得た氏は同二十一年一月佛國に遊び、間もなく歸朝したが、同二十二年山縣内相の歐米巡遊の舉あるに及んで再び公使館書記官に任せられて隨行の命を受け、山縣公に隨つて歐米各國を巡視してゐる。斯くて山縣内相歸朝して内閣を組織すると共に亦、公の知遇を受けて内閣總理大臣秘書官となり、内務省參事官を兼任してゐた。次いで法制局參事官行政裁判所評定官等を歴任して明治二十七年内務省土木局長となつた。即ち二代目の土木局長と云へやう。更に内務省參事官秘書官も兼任したが、二十九年三月時の内相芳川顯正氏と意協はずその職を辭して間もなく宮内官に轉じ宮内省圖書頭を拜命してゐる。當時露國皇帝の戴冠式舉行に際して、我國は山縣公を派遣してその式に參列せしむることになつたので氏も亦、公に隨行して露國に赴きその間裏面にあつて日露協商の重大問題に付て盡瘁する所が多

かつた。

明治三十五年五月今度は文部省に轉じてその次官となり、同年十月には圖書局長をも兼任したが、これも幾くもなく辭し再び外交界に戻りて同年十二月特命全權公使となり、翌三十一年十一月第二次山縣内閣の出現するに及んで外務省を去つた。三十二年には貴族院議員に勅選せられてゐる。翌三十三年伊藤公が立憲政友會を組織するに當つて創

立委員としてその帷幄に參じ、翌年九月には博文公外遊にして隨行歐米各國を巡遊し、三十六年伊藤公の政友會を去ると氏も亦、同時に政友會を脱して伊藤公の樞密院議長たるに及んで樞府書記官長に任せられてゐる。三十七八年の日露戰役起るに及んで特派大使伊藤公に隨行して前後二回韓國に差遣を命ぜられて日韓協約締結に盡す處があつた。

明治四十年四月第二回萬國平和會議列席の爲めに和蘭に出張を命ぜられ亦、同年六月には法學博士の學位を受けて

ゐる。その當時平和會議で克く我國の國威と名譽を發揮して上下國民の期待に背かなかつた。其勳功に依つて四十一年八月勳一等に叙せられて旭日大綬章を受けられ、男爵を賜つてゐる。四十二年二月には樞密院顧問官に親任せられ大正八年六月には從二位に叙せられたが、同十二年七月五日危篤の報天聽に達して特旨を以て正一位に叙せられ、即日相州鎌倉の別墅にて逝去したが六十三才であつた。遺骸は今尙千駄ヶ谷の仙壽院に葬つてある。

氏は人となり身幹長大であつて、白皙眼光炯々として人を射るの慨があつた。その才は氣略横溢寸鐵肺腑を衝くの感あつて、その辯舌と剛情自信力の強き點に於ては多くその匹儕を見ざりし程であると傳へられてゐる。これが爲めに氏の官歴が示すが如く意協はずしてその職を去つたことは屢々ある。政治的生涯に身を委ねた人としては有數の讀書家であつて、文學美術音樂遊戲等に至る迄有ゆる藝術に趣味を解し、晩年には時に遊筆を弄してゐたり和歌を詠じたりしてゐたそうである雅號は雞明と稱して現在氏の筆に

成れる扁額を偶々見受けらるゝことがある。

前にも一寸書いたが、氏の土木局長時代は比較的に短期間であつたから、自然その仕事の上に於てもそう目立つたものはない。然し氏は土木局長就任時代の野村靖、芳川顯正、板垣退助と三人の内相が更迭してゐるが、その間に處して河川法及砂防法の制定は全く氏の手に依つて出来上つたのである。更に河川臺帳令の公布と筑後川及淀川改修工事起工は亦氏の局長時代に行はれてゐる。當時の我が土木行政は故古市公威氏に依つて漸く緒に付いたばかりと云ふてもよい有様であつたから、氏は古市氏土木局長時代の中間に挾まつてどちらかと云へば技術方面よりは寧ろ氏得意の土木法政の方面に整備を盡したと云つてもよからうといへる。

氏に次いで明治三十一年七月の末に時の内務次官鈴木充美氏が同年十一月九日迄何かの都合によつて土木局長心得事務取扱を命ぜられてゐる。この間僅かに約三ヶ月にして頗る短期間の土木局長事務取扱ひであつたから、歴代土木

局長傳中には省略してもよいのであるが、兎も角何かの参考の爲めにと思ふて氏の略歴を擧げることにした。

鈴木充美氏は三重縣神戸藩の士族で、安政元年六月十五日に生れ舊名は大村震太郎と云つてゐたが、充美と改名したのはその後のことである。明治十四年七月に東京帝國大學法科を卒業して學習院の教師となり十八年三月に學習院幹事補兼教授補となつてゐる。云へば教育家の出身である。處が明治十四年四月に突如外務省御用掛に轉じて省内公信局に勤務してゐたが、その傍ら翻譯局取調局の兼務となつてゐた。十九年一月領事に任せられて朝鮮釜山補勤務となり更に仁川、香港瑪港等を経て二十二年一月歸朝し、翌二十三年再び香港領事館出納官吏を命ぜられて二度目の香港赴任をして同年四月に歸朝してゐる。明治三十一年六月三十日世の所謂隈板内閣即ち自由黨改進黨の聯合内閣の大隈内閣成立に當つて板垣伯内相と成るに及んで氏は迎られて一躍内務次官に就任と共に土木局長心得事務取扱ひを命ぜられたのである。僅か三ヶ月餘にして自由改進兩黨

衝突の結果、板垣内相が内閣を去るに及んで氏も亦板垣氏と進退を共にしてゐる。左様の次第であるから氏の土木局長事務取扱時代は只だ單に都筑氏の後に再び土木局長たりし古市公威氏の残した筑後川及淀川改修工事に付てその繼續してゐた位である。昭和五年五月二十三日年七十七歳を以て永眠してゐる。

鈴木充美氏が内務次官で土木局長心得事務取扱ひを約三ヶ月してゐたその後に、田邊輝實氏が西郷従道内相の下に土木局長に就任してゐる、尤もその間僅か三日間だけ南部光臣氏が土木局長になつてゐるが、同氏は田邊氏の後に再び就任してゐるから田邊氏の方を先きに書くことにした、

而して田邊氏が土木局長に就任してゐた期間は明治三十一  
年十一月十二日から同三十六年一月二十二日迄約五ヶ年間である。土木局長としてはこの人が第三代目と云へやう。氏は八十四歳迄の長壽を保つて大正十三年十月十九日に鬼籍の仲間入りとしてゐるが、兵庫縣丹波國柏原の藩士である。生れは天保十二年十一月で維新當時は京都に出て國事

に奔走し、明治元年柏原藩の監察兼付候方を申付けられ、その後貢士大監察を経て明治二年彈正忠となり、三年廢官大屬に任せられてゐる。廢藩置縣後は入間、群馬、熊谷、愛媛等の各縣屬を歴任して十二年高知縣少書記官より大書記官となり進んで県令となつてゐる、後ち内務省大書記官に轉じたが、爾來山林局長、土木局長、宮崎、佐賀、三重、宮城の各縣知事を歴任して三十八年には貴族院議員に勅選せられて同時に錦鶏間祗候を仰付られてゐる。危篤の際には特旨を以て正三位に叙せられてゐる。曩に東京商業會議所會頭であつて現在日華紡績の社長田邊輝男氏は氏の長男で田邊家を相續をしてゐる。

氏は土木局長時代に西郷従徳、未松謙澄、内海忠勝の二代内相に仕かへてゐるが、下水道法の制定公布と古市都筑兩氏の局長時代に企圖起工せられた筑後川及淀川改修工事の竣工と利根川第一期及庄川、九頭龍川の各改修工事の起工等が氏の時代に行つた重なものである。畏友平井洮民氏が我邦道路史調査資料として道路改良會の機關誌「道路の

改良」に書いてある調査資料に依れば、法律八二號耕地整理法、法律廿九號砂防法、法律三七號府縣市町村其他公團體の事、法律二九號土地收用法、同六四號私設鐵道法、同八四號行政執行法、勅令九九號土地收用法施行令、同土地收用法第六條の命令、同土地收用法第四六條の件、同土地收用法第八五號三項の命令、同地方森林會規則中改正、法律三號北海道地方費法、同一二號北海道土功組合法等は直接間接を問はずして、氏が土木局長時代に關與してゐる。後年氏を克く知る人の語る處に依ると、氏は維新志士の氣風を備へており、人と對面して語る際にもその人をして感服せしむるの感があつたとのことであるが、各縣知事を歴任してゐた時でも時々縣會との關係は圓滑ならざりしこと多々あつた様うだが、地方有志縣議等は氏の膽力と人を威壓せしむる概あるには密かに敬服してゐたと云ふことである。

南部光臣氏の土木局長就任は桂内閣の當時で、兒玉源太郎大將が内務大臣を兼任してゐた時である。氏は東京府の

華族として慶應元年二月二十五日從三位烏丸光徳氏の息として生れ、明治二十五年に東京帝國大學法科を卒業すると内務省試補として内務省に入り土木局勤務を命ぜられてゐる。二十六年十一月には香川縣參事官二十四年六月には再び土木局勤務となつて同年七月土木會幹事を仰付つてゐる。三十五年四月治水課長に昇進して獨逸のヂェッセル・ドルフ市に於ける第九回萬國航海會議委員として參列を命ぜられ十月歸朝してゐる。三十六年一月土木局長となつて四十年十一月群馬縣知事に轉じてゐるから、土木局長は約四ヶ年餘である。四十三年には宮内省御用掛で帝室林野管理局勤務となり同年十二月には帝室林野管理局主事となり、大正元年十月同局長事務取扱を仰付つてゐる。大正三年四月には帝室林野管理局長となり、九年二月宮内省參事官、十二年四月宮中顧問官に任せられて十月男爵を襲爵仰付られ十四年五月貴族院議員に當選したが、昭和五年三月

梨本宮附を命ぜられて翌六年七月三日六十七歳を以てこの世を去つてゐる。これが氏の略歴である。

氏も亦土木局長在任時代は僅かに一年と一ヶ月餘であつたからこれと云ふて目立た書くべき何物もない、しいて書けば氏の局長時代に古市氏時代に作られた土木會規則が最早や必要になつたから廢止されてゐる利根川及庄川の改修工事に多少變更を加へてゐるが大きい問題ではない、歴代局長の後を繼いで事務的に處理してゐたのである。

以上都筑、鈴木、田邊、南部の諸氏はその期間の多少を

間わず、何れも土木局長と云ふ名の下に一度はその椅子に据つたのであるが、その内に都筑、鈴木、南部の三氏は何れも帝大出身であるが、都筑氏は外交界を本舞臺として内務、文部、樞府亦政黨創立に鈴木氏は教育界より一時外交界に轉じ三轉して内務に入り南部氏は最初から内務に入り苟も土木局勤務で後年宮内官に轉じたのであるが、唯獨り田邊氏のみは多少毛色が變つてゐる。維新當時は勤王の志士として倒幕、國事に奔走し、明治政府に依つて各縣令等に採用されてゐる。従つてその性格もその人々に依つて異々特色があるが、都筑氏の氣才從横と田邊氏の剛腹人を威

壓するの概あるは異々その人の持前を現わしてゐる。南部氏に至つては實に溫厚雋質の人で今日の盾吏の典型とも云つてよい人である。若し夫れ土木局長としての適否は茲に問題外として古市氏以後の各局長は大抵技術者出身でなくて、多くは法科若しくは政治科の出身であることは官界趨勢の示す處ではなきか。

